

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 自立支援医療（精神通院医療）の有効期間延長のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するため、自立支援医療受給者証（精神通院）の有効期間について国により1年間の延長措置が講じられました。

1 内容

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する自立支援医療受給者証（精神通院）は一律に有効期間を1年延長します。

2 留意点

- 延長措置適用に伴う新たな受給者証の交付は行いません。
受給者証の有効期間を読み替える形での対応を指定自立支援医療機関に県から依頼済みですので、現在お持ちの受給者証を窓口にて提示してください。
- 新規申請・変更申請・各届出は、市町村での手続が必要となります（郵送可。ただしレターパック等の返信用封筒を必ず同封すること）。
- 1年後に再認定を希望する場合は、その際に申請が必要となります。
- 通常どおりの申請も可能です。

例) 精神障害者保健福祉手帳との同時申請など

【参考】

<有効期間を延長した場合の期限及び次回の更新日>

現在の受給者証の有効期限(満了日)	延長した場合の有効期限(満了日)	次回の更新受付期間
平成32年3月31日 (令和2年3月31日)	令和3年3月31日	令和3年1月1日から令和3年3月31日まで
平成32年4月30日 (令和2年4月30日)	令和3年4月30日	令和3年2月1日から令和3年4月30日まで
令和2年5月31日	令和3年5月31日	令和3年3月1日から令和3年5月31日まで
令和2年6月30日	令和3年6月30日	令和3年4月1日から令和3年6月30日まで
令和2年7月31日	令和3年7月31日	令和3年5月1日から令和3年7月31日まで
令和2年8月31日	令和3年8月31日	令和3年6月1日から令和3年8月31日まで
令和2年9月30日	令和3年9月30日	令和3年7月1日から令和3年9月30日まで
令和2年10月31日	令和3年10月31日	令和3年8月1日から令和3年10月31日まで
令和2年11月30日	令和3年11月30日	令和3年9月1日から令和3年11月30日まで
令和2年12月31日	令和3年12月31日	令和3年10月1日から令和3年12月31日まで
令和3年1月31日	令和4年1月31日	令和3年11月1日から令和4年1月31日まで
令和3年2月28日	令和4年2月28日	令和3年12月1日から令和4年2月28日まで

※更新手続の際は、土日等により窓口がお休みの場合がありますのでご注意ください。

【お問合せ先】

・ 鎌ヶ谷市障がい福祉課 電話：047-445-1307

・ 千葉県精神保健福祉センター審査課 自立支援医療担当

電話：043-263-3924